

○京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例

平成16年7月7日

条例第247号

(設置)

第1条 市における健康と福祉のまちづくりの推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

【解説】

この条例に基づき、皆さまに審議会の委員をお願いさせていただいています。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。

- (1) 健康づくりの増進に関すること。
- (2) 高齢者福祉の向上に関すること。
- (3) 障害者福祉の向上に関すること。
- (4) ひとり親家庭等の支援に関すること。
- (5) 地域福祉その他健康と福祉のまちづくりの推進に関すること。

【解説】

審議会では、次の事項に関する審議などを行っていただくこととなります。具体的には、市が作成した計画案を審議会でも説明させていただき、計画案に対して委員の皆さまからご意見をいただき、計画に反映させていくという流れになります。

- ① 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定について
- ② 第4次京丹後市障害者計画及び第7期京丹後市障害福祉計画の策定について

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉又は医療に関する機関の関係者
- (2) 福祉団体の関係者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

【解説】

今期の審議会の委員数は、14人です。※資料1「委員名簿」をご参照ください。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうち職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員のうちで互選する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

【解説】

今回、「高齢者福祉部会」と「障害者福祉部会」を設置し、各部会で次のとおり計画の審議を進めます。※資料4の2ページの「スケジュール」をご参照ください。

① 高齢者福祉部会

→ 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画の審議

② 障害者福祉部会

→ 第4次京丹後市障害者計画及び第7期京丹後市障害福祉計画の審議

(意見の聴取)

第8条 会長及び部会長は、審議会及び部会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康長寿福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

【その他】

- ・ 会議は、公開となります。そのため、一般の方や報道機関が会議室に入室し、会議を傍聴する場合があります。
- ・ ICレコーダーなどで録音させていただいた内容を会議録として整理し、ホームページや市役所で公開させていただきます。